

関東経済産業局における法令違反への対応状況（平成25年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による嚴重注意処分を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し産業部長名の文書による注意処分を行っており、平成25年度に当局が対応した126件の事案の概要は以下のとおりです。

各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

<製造（輸入）事業者に対する注意処分の概要>

（1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：16件

主な対象品目：携帯用レーザー応用装置、乗車用ヘルメット、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乳幼児用ベッド、ライター

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。
技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。

（2）電気用品安全法

注意処分件数：110件

主な対象品目：直流電源装置、アダプター、電気温蔵庫、携帯発電機、その他の調理用電熱器具、空気圧縮機、蛍光灯、エル・イー・ディー・ランプ、その他の放電灯器具、その他の音響機器、医療用物質生成器

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。
変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。
技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。
自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。
適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

以 上